# 不妊症とは

通常の性生活を行っている40歳未満の場合

**1年間で80％が妊娠**

**2年間で累積妊娠率は90％に達する**

不妊症の定義：日本産科婦人科学会

**生殖年齢の男女が妊娠を希望し、<u>ある一定期間</u>避妊することなく、**
**通常の性交を継続的に行っているにもかかわらず、妊娠成立しない場合**
**＊ある一定期間＝1年間**

# 不妊治療の最近の話題

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年4月から、

**不妊治療が保険適用されます。**

## ✓ 体外受精などの基本治療は全て保険適用されます

● 国の審議会(中央社会保険医療協議会)で審議された結果、関係学会のガイドラインなどで有効性・安全性が確認された以下の治療については、保険適用されます。

**一般不妊治療**：タイミング法 → 人工授精

**生殖補助医療**：採卵 採精 → 体外受精 顕微授精 → 受精卵・胚培養 → 胚凍結保存 → 胚移植

● 生殖補助医療のうち、上記に加えて実施されることのある「オプション治療」についても、保険適用されるもの、「先進医療」(※)として保険と併用できるものがあります。

※「先進医療」とは、保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。不妊治療に関する「先進医療」は随時追加されることもありますので、詳細は、受診される医療機関にご確認ください。

## ✓ 年齢・回数の要件(体外受精)は助成金と同じです

● 保険診療でも、これまでの助成金と同様に以下の制限があります。
なお、一部の方に経過措置が適用されます。詳しくは裏面(Q9,Q10)をご確認ください☞

| 年齢制限 | 回数制限 | |
|---|---|---|
| | 初めての治療開始時点の女性の年齢 | 回数の上限 |
| 治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること | 40歳未満 | 通算６回まで(1子ごとに) |
| | 40歳以上43歳未満 | 通算３回まで(1子ごとに) |

令和4年3月まで

◆ 人工授精（自費）
◆ 体外受精・顕微授精・胚移植（自費）
※生殖補助医療に助成制度あり

↓

令和4年4月から

◆ 人工授精（保険）
◆ 体外受精・顕微授精・胚移植（保険）
※助成制度は廃止

年齢や回数制限あり
→超える場合は自費診療

# 不妊治療と仕事の両立について

## 不妊治療と仕事の両立の問題点

・一般不妊治療では排卵周期に合わせた通院が必要
・生殖補助医療では頻回の通院が必要
・ホルモン刺激等による副作用
・職場に不妊治療のことを伝えたくない
・周囲の理解が乏しい

| 治療 | 月経周期ごとの通院日数目安 | |
|---|---|---|
| | 女性 | 男性 |
| 一般不妊治療 | 診療時間1回1～2時間程度の通院:2日～6日 | 0～半日<br>※手術を伴う場合には1日必要 |
| 生殖補助医療 | 診療時間1回1～3時間程度の通院:4日～10日<br>＋<br>診療時間1回当たり半日～1日程度の通院:1日～2日 | 0～半日<br>※手術を伴う場合には1日必要 |